



新大統領令の内容と 影響の解説

2020年8月21日

FRAGOMEN

講師紹介



荒木信太郎
パートナー

明治大学法学部及び米国ウイスコンシン州立大学ロースクール卒業。

ロースクール卒業以来、25年近くにわたりニューヨークで雇用ベースの移民法に関するサービスを企業に対し提供。

フラゴメンニューヨーク事務所の日本企業グループの責任者として、アメリカへ出向する社員の就労ビザ申請やアメリカ進出に伴う移民法上の対処法や留意点、出張者の入国審査への対応、企業買収や合併、分社化や売却に伴う移民法上のアドバイス、政府による企業監査への対応、在日米国大使館・領事館との折衝、現地採用の外国籍社員の雇用に伴う留意点や企業のビザポリシーの確立のアドバイスなど、企業の立場から移民法に関するアドバイスを行う。

ニューヨークそして全米でも数少ない日本人の弁護士として活躍。また、企業への啓蒙活動として、ニューヨークをはじめ全米各地や日本でセミナーを開催し、執筆活動も積極的に行う。

セミナーの内容

- ▶ 6月24日発効の大統領令と現在の国務省の方針
- ▶ 在日米国大使館・領事館における面接申請の状況
- ▶ EビザやLビザ申請における、緊急面接要請の留意点
- ▶ 研修目的のJビザ申請の今後

大統領令の対象になるのは誰？

- ▶ L-1、H-1B、H-2B、そしてJ-1ビザでアメリカへ入国ができなくなるのは、次の条件を満たす方々です –
 - ▶ 米国東部時間2020年6月24日午前12時1分時点で、アメリカの国外に滞在し、
 - ▶ その時点で、入国時に使用予定であった有効なL-1, H-1B,H-2B,またはJ-1ビザを所持せず、そして
 - ▶ ビザに代わる、渡航用書類を所持していなかった方々。
- ▶ 入国禁止の対象となるビザの種類
 - ▶ H-1B と H-2B ビザ
 - ▶ 管理職向けのL-1Aビザ
 - ▶ 専門職向けのL-1Bビザ
 - ▶ インターン、研修生、先生、キャンプのカウンセラー、ベビーシッター用のJ-1ビザ
 - ▶ 上記ビザの帯同家族(配偶者と未成年の子供)

大統領令の対象にならないのは誰？

- ▶ 米国東部時間2020年6月24日午前12時1分時点で、アメリカ国内にいた方々、または、
- ▶ 6月24日時点で、有効なL-1、H-1B、H-2B、J-1を持ち、それを使用して入国目的であった方々とその家族。これには、6月24日時点でアメリカの国内に居た方も含む。
- ▶ ビザに代わる、有効な渡航書類を持っていた方々（渡航書類の発行は、6月24日以降でも可）
- ▶ 米国籍者の配偶者や子供・グリーンカード保持者
- ▶ 客員研究員や教授、学生、医者など、大統領令の対象になっていない分野でJビザを取得した外国人
- ▶ 食品分野のサプライチェーンに必要な不可欠なサービスを提供する為にアメリカへ入国する外国人
- ▶ カナダ人

大統領令に明記された例外規定

- ▶ 公衆衛生や医療関連の業務に就く外国人や、その分野の研究者
 - COVID 19の影響を緩和する為の業務に就くための渡米
 - アメリカの公衆衛生上、重大な恩恵を及ぼす分野における研究の継続
- ▶ 米国政府の要請に基づき、渡米する場合
- ▶ 渡米が、米国の経済復興へ貢献するという政府の国益に合致する場合

8月12日発表の国務省の方針－国益に基づく例外規定

- ▶ 全てのLビザ申請者を対象とした例外規定：
 - ❖ 公共衛生や医療従事者や研究者としてアメリカへ入国する場合
 - コロナウイルスに関連する業務に従事する為の渡米
 - 公共衛生上重要な分野の研究を継続する為の渡米
 - ❖ 米国政府機関からの要請に基づき、重要な外交政策上の目的や契約履行の為の渡米
 - ❖ これまでと同じアメリカの雇用者で、同じビザのカテゴリーで雇用を継続することを目的として渡米 － 主に、Lビザ更新者が対象

8月12日発表の国務省の方針－国益に基づく例外規定（続）

- ▶ L-1Aビザ申請者の為の例外規定－アメリカの雇用者の重要なインフラセクター業界のニーズに応える為に渡米し、次の3つの条件の内、**2つ**以上を満たすこと
 - 米国では、シニアレベルのエクゼクティブやマネージャーを務める
 - 米国外の会社で複数年勤務し、その会社に関するかなりの知識や専門知識を持っており、同様な知識を持つには雇用者に財政的困難を強いるほど新入社員に対し広範なトレーニングを必要とするレベルであること。
 - 政府が重要なインフラセクターとみなす業界（注）で重要なインフラのニーズを満たす雇用者の、重要なビジネス上のニーズを満たす役割を果たす

* 重要なインフラセクター業界：金融サービス（Financial Services）、情報技術（Technology）、通信（Communications）、ヘルスケアおよび公衆衛生（Healthcare and Public Health）、輸送（Transportation）、化学（Chemical）、防衛（Defense）、水システム（Water Systems）、原子炉事業（Nuclear Reactors）

8月12日発表の国務省の方針－国益に基づく例外規定（続）

- ▶ L-1Bビザ申請者の為の例外規定 - アメリカの雇用者の重要なインフラセクター業界のニーズに応える為に渡米し、次の3つの条件のすべてを満たすこと
 - L-1Bビザ申請者のアメリカでの職務と専門知識は、申請者がアメリカの雇用者に対し「重要でユニークな」貢献をすることを示していること
 - 申請者の専門知識は、特に重要なインフラストラクチャのニーズに関連していること、そして
 - 申請者は米国外の会社で複数年職務し、その会社に関するかなりの知識や専門知識を持っており、同様な知識を持つには雇用者に財政的困難を強いるほど新入社員に対し広範なトレーニングを必要とするレベルであること。

8月12日発表の国務省の方針－国益に基づく例外規定（続）

▶ 国益に基づく例外条項の承認を求めるための手順

1. 各米国大使館・領事館の緊急面接予約の手順に従い、緊急面接を要請する
 2. 緊急面接予約の際に、申請者が例外規定を満たしていることを説明
 3. 緊急面接要請が認められれば、大使館・領事館が指定する面接日に出頭
 4. 面接時に、再度例外規定を満たしていることを説明し、それに基づき領事が最終判断
- － コロナウイルスに基づく米国渡航禁止令は、現在も有効であることを忘れずに ～シェンゲン圏、英国、アイルランド、ブラジル、中国、イランからの入国は依然として禁止

大統領令の対象となっているビザ(L-1、H-1B、J-1)保持者の 帯同家族のビザ申請

- ▶ 主体者(社員)が、大統領令の対象ではない場合
帯同家族も、対象とはならない。よって、ビザ申請は可能。
- ▶ 主体者が、大統領令の対象となっているが、国益に基づく例外規定でビザ申請をし承認された場合
帯同家族も、同じ例外規定の対象とみなされる

在日米国大使館・領事館の現況

米国大使館・領事館の面接申請の状況

- ▶ 米国大使館・領事館の業務再開は、国により大きく異なる
- ▶ 日本の場合は、7月中旬から少しずつ領事業務を再開
- ▶ 限定的ながら、面接予約も取れる(H-1B、L-1、J-1の申請は除く)
- ▶ 主要国の米国大使館・領事館と比べ、在日米国大使館・領事館は比較的協力的 -
欧州の米国大使館の多くは、緊急面接要請に消極的。また、審査も厳しい

EビザやLビザ申請希望者の緊急面接要請留意点

- ▶ 現在表示されている面接の空き日に基づき、面接予約を取る
- ▶ 予定されている面接日より早い渡米を必要とするという理由で、緊急面接を要請する
- ▶ 要請する際には、一刻も早い渡米を必要とする理由を説明する(国益に基づく例外規定の枠で申請する際には、申請条件を満たしていることを説明する) — 渡米できなかった場合に米国の会社が被るビジネス上・経済的なインパクトを具体的に説明
- ▶ 通常は、数日以内に回答がある
- ▶ 面接日時は、基本的に大使館・領事館側が指定
- ▶ 緊急面接要請は、原則1度だけ。認められなければ、元々予定している面接日に申請をする
- ▶ アメリカ在住者が緊急面接を受ける場合は、フライトのキャンセルや日本到着後の自己検疫期間も想定し、余裕を持って計画する

研修目的のJビザの今後

研修目的のJビザ

- ▶ 研修目的のJビザは、国益に基づく例外規定の対象外
- ▶ 国務省が、コロナ禍における実務研修のあり方を見直し中
 - ✓ 感染防止対策を徹底した研修
 - ✓ 研修プログラムにおいて、Jビザの本来の目的である国際交流の点を重視
 - ✓ 米国人労働者の雇用を守る点を重視 - 研修生受け入れ直前に、現地社員を解雇している場合は、解雇した全員の社員の再雇用が、研修生受け入れの条件
 - ✓ ビジネスが低迷したり、仕事が無い場合、また外出禁止令が出された場合や渡航禁止措置が取られた場合、どのように研修を継続するのか

ご清聴ありがとうございました

セミナーの内容に関するご質問は、お気軽にご連絡ください。

saraki@fragomen.com /212-230-2815（直通）

セミナーの内容は、2020年8月21日現在の情報に基づいています。

あくまで情報提供のみを目的とし、法律アドバイスではありません。